きくがわ苑居宅介護支援事業所では・・・

基礎資格に社会福祉士の資格を持つ介護支援専門員が主治医の先生・利用者及び家族等との連絡を密に取りながら公正・中立・利用者本位の姿勢を貫き、各サービス提供事業所と連絡調整しながら、より快適なその人らしい生活を支えるようにしています。

その人の有する能力に応じて自立した生活を営むために居宅サービス事業者、その他の事業者・関係機関との連絡調整を行います。

居宅介護支援サービスを提供する上で知り得た利用者及び家族等の秘密並びに個人情報は、生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き第三者に漏らすことはありません。

（ただしあらかじめ文書により同意を得ている場合やサービス担当者会議など関係者等と連携を図る必要な理由がある場合は情報提供をすることがあります。）

今出来ることが長く続けられるように、
あなたのご希望に添ったプランを共に考えながら
作成いたします。お気軽にご連絡ください。

介護支援専門員 辻野　咲子

きくがわ苑居宅介護支援事業所

下関市菊川町大字下岡枝 1064 番地

（083）242-1224

きくがわ苑
居宅介護支援事業所

介護保険のサービスを利用するには

まず相談です

「介護が必要かな」と思ったら、まず相談です。
お近くの地域包括支援センターや市町村の相談窓口に行って相談してみましょう。早めに相談し、いろいろと話を聞くことが大切です。

申請します

介護保険は、医療保険と違って、保険証だけでは利用できません。「要介護認定」を受けることが必要です。
ご本人またはご家族が市役所介護保険課（または各支所）で申請書に記入し、介護保険証を添えて申請します。（40歳以上65歳未満の方は医療保険証も必要です。）
ご本人・家族が申請に行くことが出来ない場合は指定居宅介護支援事業所や介護施設に申請を代行してもらうことが出来ます。

訪問調査員がおうかがいします

介護を必要とする状態かどうか、どのくらい介護を必要とするかを認定するために、あなたのご自宅などに区市町村から調査員がおうかがいします。
調査の結果やあなたのかかりつけの医師の意見などをもとに、要支援や要介護1から5の状態を判定します。おおむね30日以内に通知されます。

ケアマネジャー（介護支援専門員）を選びます

介護保険のサービスを利用するにはケアプラン（居宅サービス計画）が必要です。
市町村窓口などに「居宅介護支援事業者（ケアマネジャーのいるところ）一覧」などがあります。

介護サービスの利用方法

☆認定を受けたら、ご自分の心身の状況や希望などにあった介護サービスを利用するために**居宅介護支援事業所**に、介護サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼します。
☆ケアマネジャーが介護サービス事業者等との連絡調整を行い、ご本人にあった在宅サービスの種類や内容を定めたケアプランを作成します。（作成料の利用者負担はありません。）

居宅サービス

訪問介護 **(ホームヘルプサービス)** ホームヘルパーが、介護や家事などの援助をします。	**訪問入浴介護** 入浴車などで家庭を訪問して、入浴の介助を行います。	**訪問看護** 医師の指示により、看護師などが訪問し、療養上の世話や診療の補助を行います。
訪問リハビリテーション 理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問し、機能訓練を行います。	**通所介護(デイサービス)** デイサービスセンターなどで、入浴、食事、機能訓練などのサービスを日帰りで受けられます。	**通所リハビリテーション(デイケア)** 介護老人保健施設や病院などで、入浴、食事、機能訓練等のサービスを日帰りで受けられます。
短期入所生活介護／短期入所療養介護(ショートステイ) 短期間、施設に入所しながら、介護や機能訓練などを受ける事ができます。		**福祉用具の貸与** 車いすやベッドなどの福祉用具のレンタルを行います。

その他のサービス

居宅療養管理指導 医師や歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問し療養上の管理指導を行います。	**住宅改修費の支給** 家庭での手すりの取り付けや段差の解消などの、住宅改修に係る費用20万円を上限に、利用者負担割合分を除いた額が支給されます。	**認知症対応型共同生活介護** **(グループホーム)** 認知症のため、介護を必要とする高齢者が、5～9 人で共同生活を営む住居において介護を行います。 ※要支援2以上の認定を受けた人が対象です。
福祉用具購入費の支給 排泄や入浴に使われる用具の購入費10万円を上限に、利用者負担割合分を除いた額が支給されます。	**特定施設入所者生活介護** 有料老人ホームなどでも介護サービスを受けられます。	